



島根県報

令和2年2月28日（金）

号外第16号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 2

【告 示】

建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者 (建築住宅課) 10

建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者 (") 12

公布された条例等のあらまし

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 規則の概要

- (1) 二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、知事に提出しなければならないこととした。ただし、二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）の受験申込時に卒業証明書等を知事に提出した場合等で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、ウに掲げる書類を添付することを要しないこととした。（第3条関係）
 - ア 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
 - イ 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士等試験に合格したことを証する書類
 - ウ 登録の要件となっている学校の卒業及び建築実務の経験を証する書類
- (2) 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、交付する書類が電磁的記録で作成されている場合には、指定登録機関に対し、電磁的方法をもって交付することができることとした。（第12条の11関係）
- (3) 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った二級建築士等試験の学科の試験に合格した者を含む。）については、学科の試験に合格した二級建築士等試験（以下「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の4回の二級建築士等試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）の二級建築士等試験に限り、学科の試験を免除することとした。（第15条関係）
- (4) 建築実務の経験を7年以上有する者として二級建築士等試験（指定試験機関が二級建築士等試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者にあつては、受験申込書に、実務経歴書及び実務経歴証明書を添えて、知事に提出しなければならないこととした。（第17条関係）
- (5) (1)、(3)及び(4)に係る様式の整備（第1号様式—第1号の3様式・第4号様式関係）
- (6) その他規定の整理

2 施行期日

令和2年3月1日から施行することとした。

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第9号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（免許の申請）

第3条 法第4条第3項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号様式による二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書（以下「免許申請書」という。）に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第17条第1項の規定により同項第1号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を添えて指定試験機関（法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。）に受験の申込みをし

た場合で、当該書類に記載された内容と第1号様式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号及び第4号に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
- (2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
- (3) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類

ア 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

- (4) 法第4条第4項第2号から第4号までに該当する者にあつては、第1号の2様式による実務経歴書（第17条第1項第2号において「実務経歴書」という。）及び第1号の3様式による実務経歴証明書（同号において「実務経歴証明書」という。）

2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第7条第2項及び第8条第1項において「免許証等用写真」という。）を貼付しなければならない。

第12条の8第3項各号列記以外の部分中「第26条第3項」を「第12条の11第2項及び第26条第3項」に、同項第2号中「第26条第3項第2号」を「第12条の11第2項第2号及び第26条第3項第2号」に改める。

第12条の11第3号中「の合格者一覧表」を「に規定する添付書類」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- (1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- (2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第12条の14中「第3条第1項、」を「第3条第1項及び第2項、」に、「及び第12条の2」を「並びに第12条の2」に、「、「知事」とあるのは「」を「、「これを知事」とあるのは「これを」に、「第12条の11」を「第12条の11第1項」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）については、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

第17条第1項各号列記以外の部分中「法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）」を「指定試験機関」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「次に」を「次のアからウまでのいずれかに」に改め、同号ア中「又は第2号」を削り、「当該各号に規定する学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」を「同号に掲げる学校を」に改め、同号イ中「法第15条第3号に該当する者」を「知事が別に定め

る法第15条第2号に該当する者の基準に適合する者」に、「知事が別に定める」を「その」に改め、「証する」の次に「に足る」を加え、同号に次のように加える。

ウ 法第15条第2号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

第17条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第15条第2号又は第3号に該当する者にあつては、実務経歴書及び実務経歴証明書

第26条第2項中「合格者一覧表」の次に「、受験申込書並びに第17条第1項各号に掲げる書類」を加える。

第1号様式中「本籍の記載のある住民票の写し」を「建築士法施行細則第3条第1項に規定する書類」に、「島根県知事様」を「島根県知事様」に、

	合格証書日付	年 月 日	合格証書番号	第 号
--	--------	-------	--------	-----

を
「

	合格証書日付	年 月 日	合格証書番号	第 号	
登録申請 区 分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/>	2 学歴及び実務 <input type="checkbox"/>	3 実務のみ <input type="checkbox"/>	4 建築設備士 <input type="checkbox"/>	5 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>
1 学歴のみ により申請 する場合	学校名		学部・学科名	入学・卒業(修了)年月	
				年 月入学 年 月卒業(修了)	
				年 月入学 年 月卒業(修了)	
2 学歴及び 実務により 申請する場 合	学校名	学部・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月	
3 実務のみ により申請 する場合	建築実務経験期間の合計				
	年 月				
4 建築設備 士により申 請する場合	建築設備士登録番号		登 録 年 月 日		
			年 月 日		
5 建築士法 第4条第5 項により申 請する場合	免 許 名 称	免 許 者 名	免許の年月日	資格認定書の年月日	
			年 月 日	年 月 日	

に改める。

第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号の2様式（第3条、第17条関係）

実務経歴書

私は、^{二級}建築士の免許（試験）を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの木造実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日 氏名.....㊟

島根県知事 様

勤務先等				
勤務先（部課名まで）	所在地（番地まで）	在職期間の合計	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
在職期間	年月数	地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）	
年 月～ 年 月	年 月			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
※経由機関記載欄			※登録機関記載欄	

(注意)

- 1 数字は、算用数字を用いてください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 4 この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
- 5 記載内容の記入不備又は疑義が生じた場合、再提出又は追加書類の提出を求められることになり、登録が遅れる場合があります。
- 6 虚偽の実務経歴を記載した場合は、建築士法上の措置が行われる場合及び登録が認められない場合があります。

第1号の3様式（第3条、第17条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

島根県知事 様

証明者

㊞

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した^{二級}建築士免許申請書（試験受験申込書）に添付された実務経歴書は、事実と相違ないことを証明します。

記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

実務経験の内容：

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違ないことを確認したことを証明してください。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分及び告発の対象となり得ます。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 (第15条、第17条関係)

二級 建築士試験受験申込書
木 造

私は、^{二級}建築士試験を受けたので、実務経歴書を添え、申込みをします。私は、以下に記した事項及び実務経歴書に記入した事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

島根県知事様
年 月 日
氏名 (署名) 印

※受験番号	第 () 号	学 科	製 図	○印を 入れる
氏名 (ふりがな)	生年月日	年 月 日	性 別	男・女

本籍地 _____ (電話番号 _____)

現住所 _____ (電話番号 _____)

勤務先及び所在地 _____ (電話番号 _____)

学 校 名	所在地 道府県名	学部・ 学科名	昼 夜	修 年 別	業 限	在 学 期 間	卒 中 退 別	業 退 別
						年 月 から 年 月 まで	卒 業 中 退	業 退
						年 月 から 年 月 まで	卒 業 中 退	業 退
						年 月 から 年 月 まで	卒 業 中 退	業 退
						年 月 から 年 月 まで	卒 業 中 退	業 退

その他の検定又は学校以外の施設による教育がある場合は、その名称・実施機関・時期・内容等について、書いてください。

「学 科 の 試 験」免 除 申 請 書

私は、^{二級}建築士試験「学科の試験」に合格していますので、今回の「学科の試験」の免除について、合格を証する書面を添えて申請します。

氏 名 印

島根県収入証紙 (消印しないでください。)

(のりしろ)

年「学科の試験」合格通知書等の貼付欄

注意 この欄に、^{二級}建築士試験「学科の試験」合格通知書又は過去の受験票を貼り付けた方は、卒業証明書を提出する必要はなく、書面の実務経歴書の記入も省略することができます。

^{二級} 建築士試験「学科の試験」合格者名簿との 照合欄	※ 照 合 印
学科合格通知番号	

- 注意
- ※欄は、記入しないでください。
 - 学歴は、義務教育後を記入し、建築・土木課程以外の課程も含まれます。学校名は、省略しないでください。
 - 上の欄に、^{二級}建築士試験「学科の試験」合格通知書を貼り付けてください。
なお、紛失等の理由で貼り付けることができない方は、係員の照合を受けてください。
 - 婚姻等の理由で氏名が変更になっている場合は、戸籍抄本を提出してください。
 - 記入は、青か黒のインクで丁寧に書き、数字は算用数字を用いてください。
 - 申込後住所その他に変更があったときは、直ちに文書で島根県土木部建築住宅課に通知してください。
 - 書ききれないときは、適当に用紙を継ぎ足して書いてください。

※ 格 通 知 番 号
第 _____ 号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、施行日前に行われた二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）第2条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに對するこの規則による改正後の建築士法施行細則第3条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた直近2回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第15条の規定の適用については、なお従前の例による。

告

示

島根県告示第109号

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号に規定する同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあつては修了）した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	科 目	経験年数
学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第4条第4項第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第749号。以下「第749号告示」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目（以下「第1号指定科目」という。）（第749号告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	建築士法第4条第4項第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第750号。以下「第750号告示」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目（以下「第2号指定科目」という。）	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第1号指定科目	0年
	第1号指定科目（第749号告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
学校教育法による高等学校又は中	第2号指定科目	2年
	第2号指定科目（第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは	3年

等教育学校	「15単位」と読み替えるものとする。）	
-------	---------------------	--

注 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	第1号指定科目	0年
		第1号指定科目（第749号告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	第2号指定科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	第2号指定科目（第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	3年
		第2号指定科目（第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	4年

注 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	第1号指定科目（第749号告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
		第2号指定科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	第2号指定科目	2年
	2年	第2号指定科目（第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	3年
		第2号指定科目（第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	4年

注 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

- 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下この号及び次号において「平成18年改正法施行日」という。）前に建築士法第15条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者（昭和

48年島根県告示第346号)の1の項、2の項又は5の項から7の項まで(以下この号及び次号において「昭和48年告示の1の項等」という。)に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ昭和48年告示の1の項等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日以前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和48年告示の1の項等に定める年数以上有することとなるもの

6 平成18年改正法施行日前から引き続き昭和48年告示の1の項等に掲げる課程に存学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和48年告示の1の項等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

島根県告示第110号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第2号に規定する同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(平成20年島根県告示第933号)は、令和2年2月29日限り廃止する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸山達也

1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

学 校	科 目	経験年数
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年国土交通省告示第753号。以下「第753号告示」という。)の第1第1号又は第2号に規定する科目(以下「指定科目」という。)	0年
学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校	指定科目(第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	1年

注 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令	1年	指定科目	0年

(昭和18年勅令第36号)による中等学校			
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	指定科目(第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	指定科目(第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	2年

注 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	指定科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	指定科目	0年
	2年	指定科目(第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	指定科目(第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	2年

注 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日前に建築士法第15条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者(昭和48年島根県告示第346号)の1の項から7の項までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業したもの
- 6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者